

広報

EBETSU

えべつ

あなたとまちをつなぐ

目次

- 4 新年のごあいさつ
- 6 税の申告受付が始まります！ ほか
- 9 e-Tax で確定申告しませんか？ ほか
- 20 令和7年度 会計年度任用職員の募集
- 22 【みんなのひろば】市民カレッジ ほか
- 23 【健康×暮らしナビ】休日・祝日当番病・医院 ほか

2025

1

vol.1023



子どもが主役のまち宣言 を発表しました

表紙は「子どもの笑顔があふれるまち えべつ Instagram フォトキャンペーン 2024」で応募いただいた写真を使用しています

子どもが主役のまち宣言

を発表しました

市は、今年度から新しくスタートした総合計画において、「子どもの笑顔があふれるまち」を目指すこと、また「子どもが主役のまちをつくる」ことを掲げています。

これからのまちづくりのためには、大人たちが未来を担う子どもたちの幸せを第一に考えていくこと、またそれをまち全体で共有していることが大切であり、市制施行 70 周年を迎えたこの節目の年に、江別の未来を担う子どもたちが、いつも笑顔でいられ、健やかに成長するまちを目指すため、「江別市子どもが主役のまち宣言」を行うこととしました。

〔詳細〕 子育て支援課 ☎ 381-1408

江別市子どもが主役のまち宣言

未来を担う子どもたちは、江別の宝です。

すべての子どもたちが、いつも幸せを感じ、未来への夢や目標を抱くことができるまちづくりは、江別市民すべての願いです。

すべての子どもたちには、安心して遊ぶ、食べる、ゆっくり眠るなど、色々な幸せがあります。それぞれが望む幸せを、いつも感じられることが大切です。

すべての子どもたちは、自分の意見や気持ちを表し、ありのままの自分を認められることで、自分らしく自信をもって自己を形成していきます。

すべての子どもたちが、健やかに育ち、学び、笑顔で暮らせるよう、私たちは、子どもの幸せを第一に、子どもにとって最も良いことを考える、子どもが主役のまちを目指すことを、ここに宣言します。

- 子ども一人ひとりがかけがえのない存在です。大人は、子どもそれぞれの人格や個性を大切にします。また、子どもたちの意見に耳を傾け、その意見をまちづくりに反映します。
- 子どもが自らの育つ力を十分に発揮できるよう、いじめや虐待などがなく、安心できる環境で、健やかに遊び、学ぶことができるまちづくりに取り組みます。
- 子どもを育てる大人も笑顔でいられるよう、安心して子どもを産み、育てることができる環境づくりを進めます。
- 家庭や学校だけでなく、地域社会全体で、子どもの健やかな成長を支え、応援します。

令和 6 年 11 月 20 日

江別市長 後藤 好人



まち全体の「子ども施策」の『指針』に

この宣言は、子どもたち一人ひとりが尊重され、健やかな成長が保障されるまちをつくるための、まち全体の統一的、包括的な「子ども施策」の『指針』となるものです。

また、市民が一体となって子どもを守り・育て、子どもが自分らしく輝くことができるまちづくりを推進していく『指針』を示すことで、まち全体で目的の共有化を図り、応援する意識や雰囲気づくりを醸成し、それを実践していくことを目指しています。

今後の市の子ども関連の具体的施策については、この宣言の内容を踏まえながら検討していきます。

「子どもが主役」とは

誰かが主役、誰かが脇役ということではありません。

子どもが、大人から守られるだけの存在でなく、子ども自身が権利を持つ主体であるという考えを大切にするために、「子どもが主役」という言葉を使っています。

「子どもが主役」とは、子どもの好きなことだけをさせることや、子どもの希望だけに沿うことではありません。

大人は子どものために、何が一番大切なのか、一番良いのかを考えていくということを意味しています。

大人

- ・子どもの幸せを第一に考える
- ・子どもにとって最善のことを考える
- ・子どもの意見や気持ちを大切にす
- ・子ども自身の育つ力を大切にす



子ども

- ・自分の意見や気持ちを表す
- ・ありのままの自分を大切にす
(自分らしくいる)



4つの基本姿勢

子どもの権利の尊重

国際条約である「子どもの権利条約」を踏まえ、子ども一人ひとりを権利の主体として尊重していくと同時に、子どもの意見をまちづくりに反映します。

【例】子どもの権利条例づくり、子どもの意見が社会に反映される環境づくりなど

子ども自身の育ちの支援

子ども自身が育つ力を持っていることを大切にしながら、その育ちを支援するための環境づくりやまちづくりに取り組みます。

【例】教育・保育の充実、子どもの活動の場や環境整備、虐待防止、いじめ防止や不登校の子どもへの支援など

安心できる子育て環境整備

誰もが安心して子育てしていけるための環境の整備を進めます。

【例】子育て支援センターによる相談体制の充実、親子が集える交流・遊びの場の提供、仕事と子育てを両立できる環境づくりなど

地域ぐるみでの子ども支援

子どもの養育に直接携わる家庭や学校だけでなく、関係機関や地域住民などが地域ぐるみで子どもの成長を支えていきます。

【例】子育てボランティアや関連団体の育成・支援、交通安全の確保、犯罪被害防止の環境整備など

謹賀新年

江別市長
後藤 好人

Goto
Yoshihito



「旧町村農場」オープンセレモニー

新年あけましておめでとう
ございます。
市民の皆さまには、ご家族
とともに健やかに新年をお迎
えのことと心からお喜び申し
上げます。また、市政各般に
深いご理解と温かいご支援
ご協力を賜り厚くお礼申し上
げます。
振り返りますと、昨年は市
制施行70周年を迎え、市民の
皆さまとともに、スポーツや
文化などさまざまな周年イベ
ントの開催を通じ、節目の年
を祝うことができました。
また、6月には北海道の略
農史を示す歴史的建造物であ
る「旧町村農場」が、カフェ
やキッズスペースを併設した
子どもから大人まで誰もが親
しみやすい施設としてリニユ



市長を表敬訪問した両選手（左：松本選手、右：山本選手）



ールオープンし、市内に限
らず、市外からも多くの方
にお越しいただいているところ
です。
スポーツ関連では、7月に
開催されたパリオリンピック
で、江別市出身の男子バレー
ボール 山本智大選手やバド
ミントン女子ダブルス 松本
麻佑選手が活躍し、次代を担
う子どもたちに大きな夢と希
望を与えていただきました。

9月には「水泳の日
2024」が開催され、オリ
ンピックや世界水泳で活躍し
た水泳界のトップアスリート
と市民との交流が図られ、大
いに盛り上がりました。
今年は、昨年4月にスター
トしたえべつ未来づくりピ
ジョン（第7次江別市総合計
画）の2年目として、市民の
皆さまとの協働のもと、人口
減少対策をはじめとする重要
な課題に挑戦しながら、引き
続き将来を創る産業の活性化
やこのまちにずっと住み続け
たいと思っただけけるよう
な住みよいまちづくりに努め
てまいります。
まちの魅力向上としまして
は、江別市・JR北海道・コー
プさっぽろの3者で昨年2月
に締結した「魅力あるまちづ
くりに関する連携協定」によ
り、野幌若葉町市有地および
野幌松並町の鉄道跡地の造
成が進む予定であり、子育て
世代などにも選ばれるエリアと
して、市全体に効果が広く波
及するよう進めてまいりま
す。

子育て環境につきまして
は、昨年11月に「江別市子ど
もが主役のまち宣言」を行っ
たことから、まち全体で子ど

もを守り育てるという意識や
雰囲気づくりをより一層醸成
するとともに、地域一体と
なって実践できる取り組みを
進めてまいります。
市立病院では、2年目とな
る「江別市立病院経営強化プ
ラン」に基づき、地域医療提
供体制を確保しつつ、より一
層の経営強化を図ります。
今後におきまして、子育
て支援、教育環境の充実やゼ
ロカーボンシティ、デジタル
化に向けて取り組んでまいり
ますので、引き続きご理解と
ご協力を賜りますようお願い
申し上げます。



3者協定締結式

新年のごあいさつ

江別市議会議長
島田 泰美

Shimada
Yasumi



新年あけましておめでとう
ございます。

市民の皆さまには日頃より
市議会の活動に対し深いご理
解とご協力を賜り厚くお礼を
申し上げます。

昨年、江別市は市制施行70
周年の節目を迎え、今後10年
間の市が目指すまちの姿と、
それを実現するためのまちづ
くりの方向性を示した、えべ
つ未来づくりビジョン（第7
次江別市総合計画）がスター
トしました。

計画の策定に当たっては、
議会において特別委員会を設
置し、この計画の構想部分の
審査を行いました。

江別市では、これから本格
的な少子高齢化や人口減少が
進むと考えられます。そのよ
うな中においても、市民の皆
さまにとって住みやすく、安
心して暮らせる魅力的なまち
であり続けられるよう、計画
に掲げる将来都市像「幸せが
未来へつづくまち えべつ」
の実現のため、議会として、
しっかりと各事業の進捗状況
などを注視してまいります。

昨年、市内では「旧町村農
場」のリニューアルオープン
や、商業施設「E・B・R・I」の
グッドデザイン賞受賞など、

観光の面で明るい話題が続き
ました。

一方で、近年市民生活に影
響を及ぼし続けている物価高
騰対策や、多くの自治体が直
面している厳しい財政状況へ
の対応、そして数十年に一度
と言われる規模の豪雨や巨大
地震などの頻発による防災・
減災対策など、容易に解決す
ることが困難な課題が山積し
ている状況にあることは、江
別市も例外ではありません。
そのような中、議会が果た
すべき役割はますます重要と
なっており、市民の皆さまの
意向を的確に把握し、さらな
る住民福祉の向上を念頭に、
市政に対するチェック機能を
発揮することはもとより、議
会としての政策提言も求めら
れてきております。

昨年、議会では、議会の在
り方や議会基本条例の理念を
具現化するための検討を行う
ことを目的として、議会改革
検討小委員会を設置いたしま
した。委員会の中で、議会と
しての政策形成サイクルの構
築について協議しているほ
か、一般質問を議会からの政
策提案につなげる手法や市民
意見反映の手法についてな
ど、個別具体的な検討を進め

ております。

また、11月には市民と議会
の集いを開催し、幅広い世代
の皆さまと、江別市の子育て
環境に関することや市政全般
についてさまざまな意見を交
換することができ、実りある
時間となりました。



市民と議会の集い 集合写真

このほか、第2期江別市議
会ICT化推進基本計画に基
づき、3月から試行的に導入
していたタブレット端末を、
9月開会の定例会から本格運
用に移行したところであり、
さらなる議会運営の効率化お
よび会議資料のペーパーレス
化を進めております。

今年、議会は4年任期の折
り返しとなります。女性議員
の割合が高い特色も生かしな
がら、多様で多角的な視点か
らの活発な議論を展開してい
くとともに、これからも、よ
り市民に開かれた江別市議会
を目指して、さまざまな取り
組みを進めてまいります。

結びに、新しい年が市民の
皆さまにとって、希望に満ち
た幸多き年となりますことを
祈念申し上げます。



税の申告受付が始まります！

【詳細】 市民税課 ☎ 381-1012

▼確定申告・住民税申告 どんな人が必要になる？

■確定申告が必要な方

【給与収入のある方】

● 給与の収入金額が2千万円を超える方

● 給与を1カ所から受けていて、給与、退職金以外の所得が20万円を超える方

● 給与を1カ所から受けていて公的年金等による収入金額が80万円（令和7年1月1日時点で65歳以上の方は130万円）を超える方

● 2カ所以上から給与を受けている方

● ※給与の収入金額の合計額によっては申告不要になる場合があります

【寄附をした方】

● 定められた団体に2千円を超える寄附をして、寄附金控除を受ける方

● ※6カ所以上の自治体に係る納税をした方

● ※5カ所以内の自治体に係る納税し、ワンストップ特例制度を利用していない方

【公的年金収入のある方】

● 公的年金収入が合計400万円を超える方

● 公的年金収入が合計400万円以下で、それ以外に20万円超の所得がある方

● ※公的年金収入が400万円

※1

確定申告が必要ない方でも税金が還付される場合があります

各種控除を申告することで、納めすぎた所得税が還付される場合があります。所得税の還付を受ける方は札幌東税務署、または市民会館で申告してください。※所得税が還付されない場合でも住民税申告を行うことで住民税が減額される場合があります

以下でそれ以外の所得が20万円以下の方は、確定申告が不要ですが、各種控除申告をすることで所得税の還付を受けられる方（※1）は確定申告が必要です

■住民税申告が必要な方

● 公的年金などの源泉徴収票に記載された控除内容（扶養・障害者・社会保険料・生命保険料など）の変更や各種控除の追加を行う方（控除の追加により住民税が減額になる場合があります）

● 公的年金収入が合計400万円以下で、20万円以下の公的年金以外の所得がある方

● 給与所得者で給与以外に20万円以下の所得がある方

● 所得税はかからないが事業所得や不動産所得がある方

● ※札幌東税務署では住民税申告の受付はしていません

確定申告書の配布を終了します

確定申告のインターネット申告が主流になっているに伴い、国税庁から市に提供される申告書の数量が減少しました。したがって、確定申告書の数量確保が困難になったため、市役所本庁舎、市大麻出張所、市民交流施設「ぱらっと」、水道庁舎、豊幌地区センター窓口での確定申告書の配布を終了します。申告書を使用して申告したい場合は、国税庁HPからダウンロード、もしくは1/10（金）以降、札幌東税務署（確定申告センター）（☎ 897-6111、音声ガイダンスに従い「0」を選択）にお問い合わせください。

市民会館では、係員のサポートのもとで申告を行う際に申告書が交付されます。（市民会館で申告書が配布されるわけではありません）

申告の義務がない方でも申告が必要となる場合があります

上記に該当せず、住民税（市・道民税）が非課税の方は申告の義務がありませんが、以下に該当する方は申告が必要となる場合があります。

・ 所得証明書などが必要な方
・ 国民健康保険や後期高齢者医療制度などに加入していて、前年中は無収入だった方、または収入が障害年金・遺族年金・雇用保険の給付金などの非課税所得のみの方
※申告がない場合、保険税（料）や高額療養費などの減額が正しく計算されません

- 国民健康保険
国保年金課 ☎ 381-1028
- 後期高齢者医療制度
医療助成課 ☎ 381-1403

▼ 申告会場や日程など

	申告会場					
	市民会館 21 号室		大麻集会所 (市大麻出張所 2 階)		札幌東税務署 ※3 (札幌市厚別区厚別東 4 条 4 丁目 8 番 8 号) ☎ 897-6111	
日程	2/12(水)～3/14(金) 閉庁日(土・日・祝日)を除く ※1		2/6(木)～2/7(金)		2/17(月)～3/17(月) 閉庁日(土・日・祝日)を除く 3/2(日)は会場を開設します	
開場	8:45		9:00		8:30	
受付時間	9:00～11:30 13:00～15:30 3/14(金)は 14:30 まで		9:30～11:30 13:00～15:45		9:00～16:00	
受付可能な申告の種類	住民税申告	確定申告	住民税申告	確定申告	住民税申告	確定申告
	○	一部※2	○	×	×	○
事前予約	あり(下記のとおり)		なし		なし※4 (ただし、国税庁 LINE 公式アカウントから 入場整理券の事前発行ができます)	

※1 混雑時は、受け付けを早めに締め切ることがあります。また、確定申告は3/14(金)までです。15(出)以降は市役所で受け付けができませんので、札幌東税務署へご相談ください

※2 給与収入、年金収入などの雑収入がある方の申告を受け付けます

※3 入場整理券を配布します。混雑時は、後日に来場となる場合があります。詳細は札幌東税務署にお問い合わせください

※4 3/18(火)～31(月)も事前予約が不要ですが、4/1(火)以降は事前予約が必要です。詳細は札幌東税務署にお問い合わせください

【市民会館で受付できない確定申告】

- 住宅借入金等特別控除を受ける方
- 配当収入(株式など)申告を行う方
- 株式などの譲渡損失を翌年以降に繰り越す方
- 不動産貸し付けで収入のある方
- 給与収入があり特定支出控除を受ける方
- 土地や建物、株などを売り収入を得た方
- 退職金を受け取られた方
- 更正請求や修正申告を行う方
- 災害・盗難などで一定額以上の被害にあった方
- 個人で農業や商店、飲食店、生命保険外交員などの事業を行っている方

▼ Web・電話の事前予約が便利(市民会館のみ)

市民会館で受け付け予定の確定申告・住民税申告では、一部事前予約制を導入しています。予約なしでも申告できますが、予約者が優先になります。

● ご注意

- ・夫婦など複数人で来場する場合、1人1枠ずつの予約が必要です
- ・医療費控除がある場合は事前に明細書を記載してください
- ・混雑状況によって予約した開始時刻より遅れる場合があります
- ・予約受付後に変更するときは受付期間内に連絡をお願いします
- ・予約時間までに来場されない場合はキャンセル扱いになります
- ・12月から予約を開始しています。希望の日時に沿えない場合もありますので、早めに予約してください

● 予約枠

期間中の9:00から11:30まで、13:00から15:30までの間で30分単位。(土・日・祝日を除く)

※3/14(金)のみ14:30まで

● 予約方法

Web: 右下の二次元コードの予約サイトから24時間受け付け

電話: 専用ダイヤルへ電話(平日8:45～17:15)

☎ 080-7587-0674 または ☎ 080-7586-6420

※電話予約は混み合うことが予想されます。つながりにくい場合は、時間を空けて掛け直すか、Web予約をご利用ください

● 受付期間

Web: 希望日の5日前まで 電話: 1/31(金)まで



▼ 申告に必要なもの

□ マイナンバーカード

未取得の方は通知カード※+運転免許証、公的医療保険の被保険者証など

※通知カードは記載事項(氏名、住所など)に変更がない場合または正しく変更手続きがとられている場合に限り有効

※通知カードが手元にない場合は住民票の写しまたは住民票記載事項証明書(マイナンバーの記載があるもの)

□ 申告者名義の預貯金の口座番号(還付申告者のみ)

□ 令和6年1月～12月の収入金額、経費などを証明できる書類(源泉徴収票、領収書など)※札幌東税務署で確定申告をする場合、スマートフォンをお持ちの方は持参してください

□ 控除に関する書類

- 前年中に支払った生命保険料、地震保険料などの各種控除証明書
- 前年中に支払った国保税やその他の健康保険料、国民年金保険料、介護保険料などの各種控除証明書、口座振替済通知書や領収書(国保税・介護保険料などの口座振替済通知書は1月中旬頃発送予定)
- 障害者手帳、障害者控除対象者認定書など
- 医療費控除の明細書 ※領収書の提出では控除を受けられません。必ず来場前に作成してください
- 寄附金の証明書 ※ふるさと納税ワンストップ特例の適用を受けていた場合でも、確定申告を行うとワンストップ特例は無効になります。ふるさと納税の寄附金控除の適用を受けるには、証明書が必要です

事前準備は済んでいますか

控除に関する手続き

医療費控除

令和6年1月～12月に支払った医療費などが10万円（所得200万円未満の場合、は所得の5%）を超えた場合、超えた分を医療費控除として申告できます。対象となる医療費の詳細は札幌東税務署へお問い合わせください。

なお、申告に必要な医療費控除の明細書は、必ず申告会場を訪れる前に作成してください。領収書の提出では受け付けてできません。事前準備していない場合、会場で作成が必要なため時間がかかる場合があります。

※他の控除の合計額が所得金額を上回っている方は、還付される所得税額は変わりませんが、住民税額が減額になる場合があります。

【医療費は還付されません】
医療費控除は医療費が還付される制度ではなく、所得から控除して計算することで、所得税の還付や減額、住民税の減額をする制度です。

〔詳細〕 市民税課 ☎ 381-1012

要介護・要支援認定を受けている方の障害者控除

基準日（令和6年12月31日時点）に、左の要件を満たしている場合は、「障害者控除対象者認定書」を申告の際に添付することで、障害者控除の対象になります。

「障害者控除対象者認定書」の発行は、市役所西棟1階介護保険課14番窓口で無料で行っています。

【要件】
● 65歳以上で要支援2または要介護1～5の認定を受けている方

〔詳細〕 介護保険課審査相談係 ☎ 381-1067

空き家の譲渡所得 特別控除特例

相続した空き家や、相続した空き家を取り壊した後の土地を譲り渡した際に、確定申告で「被相続人居住用家屋等確認書」を添付することで、空き家の譲渡所得特別控除特

例の対象となり、相続した空き家や土地を譲って得た所得から3千万円まで控除される場合があります。

「被相続人居住用家屋等確認書」の発行は、市役所1階8番窓口（資産税課）で無料で行っています。

※市民会館では申告を受け付けてできません。札幌東税務署で申告してください。

〔詳細〕 資産税課 ☎ 381-1404

上場株式等の配当所得等及び譲渡所得等の課税方式

令和6年度の個人市民税・道民税（令和5年分の所得税の確定申告）から、所得税と個人市民税・道民税（以下…住民税）の「上場株式等の配当所得等及び譲渡所得等」の課税方式を一致させる税制改正が行われました。

この改正により、確定申告した「上場株式等の配当所得等及び譲渡所得等」は、住民税も「申告することとなり、

所得税と住民税でそれぞれ異なる課税方式を選択することができなくなりました。

申告不要制度を選択せず、総合課税または分離課税により所得を申告すると、「合計所得金額」や「総所得金額等」に算入されます。

これにより、配偶者控除や扶養控除、非課税等の判定に影響が出る場合があります。また、所得税や住民税の算定だけでなく、国民健康保険料や介護保険料の算定などの各種行政サービスに影響する場合があります。

これらの影響まで考慮した最も有利な申告方法などは、市民税課で案内することになります。課税方式の選択は、申告者ご自身が判断した上で手続きをお願いします。

〔詳細〕 市民税課 ☎ 381-1012



不動産収入を申告する際は 固定資産課税明細書のご利用を

税務署で不動産収入を申告する際は、固定資産課税明細書をご利用ください。各家屋および土地ごとの相当税額を記載した課税明細書は、昨年5月に発送された「固定資産税・都市計画税納税通知書」に同封されています。

〔詳細〕 資産税課 ☎ 381-1404

年金から差し引かれる国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の記入にご注意を

「公的年金等の源泉徴収票」に記載の保険税（料）額と、昨年6月に市から送付された「納税通知書」または「保険料額決定通知書」に記載の保険税（料）額は、積算期間がそれぞれ異なるため一致しない場合があります。申告の際は「公的年金等の源泉徴収票」に記載された保険税（料）額を記入してください。〔詳細〕 国保年金課 ☎ 381-1028 / 医療助成課 ☎ 381-1403

マイナンバーカードとスマホを使って e-Tax で確定申告しませんか？

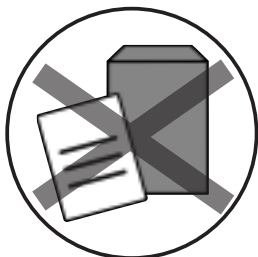
【詳細】 市民税課 ☎ 381-1012 / 札幌東税務署 ☎ 897-6111



e-Tax を使用する 5 つのメリット



自宅でスマホやパソコンから申告ができます



添付書類の提出が原則不要です
※一部の書類は提出必要



確定申告期間中は 24 時間利用可能です
※メンテナンス時間を除く

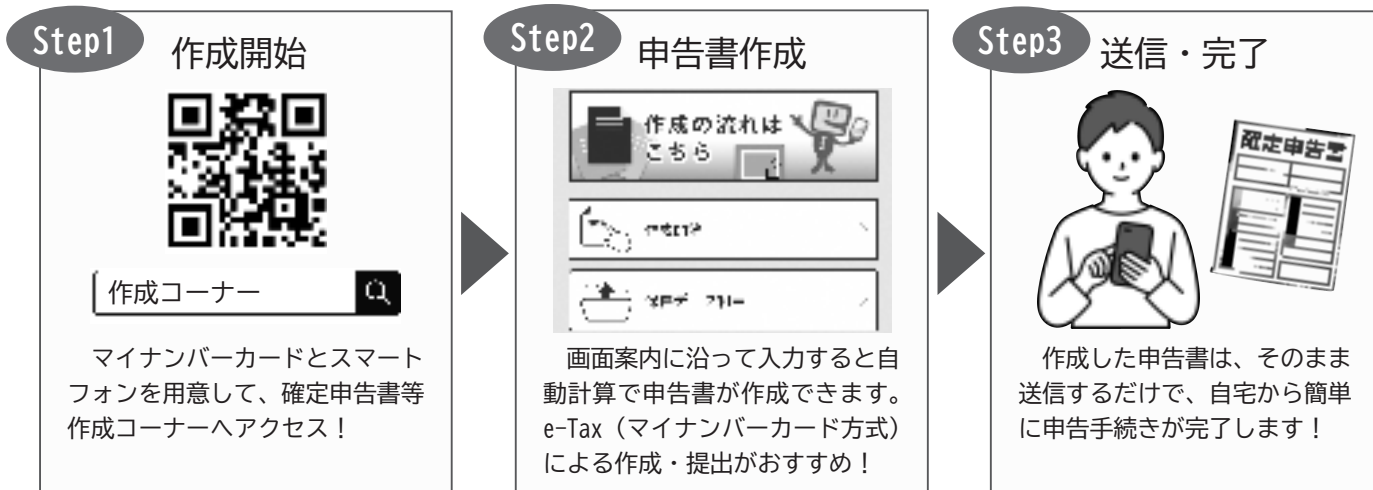


3 週間程度で還付を受けられます
※書面では1カ月～1カ月半かかります



申請書がデータで取得可能です

スマホで確定申告をする方法



確定申告をスマホでやってみよう！ スマホで確定申告教室

e-Tax についての説明会です。説明会後は、税務署職員の手配のもと、実際にご自身の確定申告をすることができます。

会場	開催日	時間
中央公民館	1/28 (火)	【説明会+申告サポート】 ① 10:00 ~ 12:00 ② 13:30 ~ 15:30
大麻公民館	1/30 (木)	【申告サポートのみ】 ③ 10:00 ~ 11:00 ④ 13:30 ~ 14:30
野幌公民館	1/31 (金)	※操作説明などが不要な方

【定員】 各回 8 名 【持ち物】 マイナンバーカード（署名用と利用者証明用の暗証番号を使用）、マイナンバーカード対応のスマホ、確定申告に必要な書類一式（P7 参照）

【対象】 給与・年金収入のみの方で、スマホで確定申告したい方

※市民会館で受付できない確定申告は対象外（P7 参照）

【申込方法】 令和 7 年 1 月 6 日（月）から開催日前日までに北海道テレコムコンサルタント（株）（☎ 384-9111、384-9192）へ電話（平日 10:00 ~ 15:00）で申し込み。

【詳細】 市民税課 ☎ 381-1012 / 札幌東税務署 ☎ 897-6111